

「札幌市菊水分庁舎で使用する電力」に関する質問及び回答

番号	質問内容	回答内容	備考
1	入札書に記載する日付を教えてください。	入札書の受領期限を令和元年7月11日（木）16時00分（送付の場合は必着）としておりますので、それ以前の日付であればかまいません。	
2	内訳書は入札時の添付書類でしょうか。また様式指定、様式任意のどちらですか。	「契約単価積算内訳書」は入札金額の算出基礎として入札書に添付してください。また、様式は指定させていただいております。HPでご確認ください。	
3	内訳書で使用する単価は税抜・税込どちらですか。税込の場合税率8%ですか。	内訳書で使用する単価は税込です。税率は8%です。「入札金額」は「合計金額」の100/108相当額を記載していただきます。	
4	入札時に力率割引を含めますか。	「契約単価積算内訳書」の注意書きに記載のとおりですので、ご確認ください。	
5	内訳書の端数処理について指定があれば教えてください。 ・基本料金 ・電力量（従量）料金 ・月ごとの合計金額 ・税込金額から税抜入札金額を算出する際（税込単価の場合）	「契約単価積算内訳書」に記載のとおりですので、ご確認ください。	
6	契約期間中に建替や、増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更・廃止といった電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力契約に影響する対象工事の予定はございません。	

7	各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。	契約書案中「単価一覧」の注3のとおり、燃料費調整の方法は、当該地域における旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売り電気事業者）が用いる方法を準用します。当該約款をご確認ください。	
8	「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。 ・契約電力（kW）を教えてください。 ・使用月、未使用月とその使用電力量（kWh）	「自家発補給電力」の契約はありません。	
9	一般送配電事業者が値上げの再、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	経済事情の変化等により契約単価が不相当となった場合については、双方協議のうえ、契約書第12条に基づき、契約の全部又は一部を変更することは可能です。	
10	請求書はWEBからダウンロードにてご対応いただけますか。	WEBからのダウンロードは対応しておりませんので、紙の請求書に代表者印を押印のうえご提出ください。なお、札幌市長から請求書の印影等について承認手続きが完了している場合は、その特例に従って紙で請求書を提出してください。	
11	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただいております。 その旨ご了承いただけますか。	計量結果の通知につきましては、請求書送付と同時でも対応可能です。ただし、その場合、契約書第11条に基づき、発注者の検査に合格した後、電気料金の支払を請求できることとなりますので、発注者の検査完了日が正式な請求書の受理日となります。	
12	毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードのみとなります旨ご了承いただけますか。	受電月報については、WEBからのダウンロードで対応可能です。	

13	<p>(権利義務の譲渡) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>契約書の内容については変更または追加できません。ただし、契約書に定めのない事項等については契約書第21条に基づき、協議の上定めることは可能です。</p>	
14	<p>(計量日) 条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0：00に行う。』</p>	<p>条文の変更または追加はできませんが、計量日時につきましては契約書第9条に基づき、発注者と受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとします。また、契約書に定めのない事項等については契約書第21条に基づき、協議の上定めることは可能です。</p>	
15	<p>(支払日) 支払期日について落札後協議に応じて頂けますか。</p>	<p>検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うこととなっております。その期間内であれば落札後協議することは可能です。</p>	